

◎議案第3号 財産の所得について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第3号の前に説明の前に大変申しわけございません。この提案書の中の5番目契約の相手方、北海道市町村備考資金組合とございまして、市町村備考の考がちょっと誤りがございます。これは荒れるという字でございまして。大変申し上げません訂正よろしくお願いたします。続いて説明をいたします。議案第3号財産の取得。次とおりの財産を取得するものとする。

平成27年4月27日提出。白老町長。

1 取得する財産（物品）

品名	台数
パーソナルコンピューター	31台
モノクロレーザープリンター	3台
インクジェットプリンター	1台

- 2 取得予定金額 711万7,200円。
3 取得の目的 役場職員用コンピューター機器等の更新
4 取得の方法 防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
5 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 田岡克介

でございます。今回の財産の取得につきましては、北海道備荒資金に組合からの防災資機材譲渡事業を活用するものでございます。備荒資金組合が一旦購入し、のち町村が譲渡を受けその代金と利息を付して5年間で支払う事業でございます。この事業につきましては当初の予算で債務負担行為を31年度までとらせていただいている事業でございます。コンピューターの購入は地元業者さんを使用しまして、この本会議の議決を得た後に備荒資金組合さんと町内のこの取得した業者さんとの本契約を行う事業でございます。その後町村が5年間でこの金額を支払っていくという事業でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今課長の言われたとおりの内容はわかったのですが、白老町にとって何かメリットがあつてこういう流れになるのか。備荒資金組合を通して間に入ってもらって譲渡してもらうのはいいけれども結局はお金を払うのですよね。何かメリットがあつてこういうやり方になっているのかどうか、その辺の話を聞かしてもらえればと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） この事業につきましては従来この備荒資金組合の事業資金を使って購入しておりますが、このたび700万円を超えたということで財産の取得で提案させていただいていますが、本来はこれ現金で通常買えるような事業でございますが、備荒資金組合を通しますと低利な金利で借りることができます。まだ本年度の金利は決まっておりませんが、去年は0.2%ということで本来は他リースメーカーではそういう利息では借りられないということで、そのような非常に低利な利息で借りられるというなメリットがあるということで、備荒資金組合を活用させていただいているというのがこの事業の主旨でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。